解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

大阪市淀川区十八条三丁目五番九号

有限会社オール・ステイジ

清算人　吉本　正光

解散公告

当社は、平成二十八年七月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

大阪市西区新町一丁目一四番三八号

サミックス株式会社

代表清算人　延原　徹二

解散公告

当社は、平成二十八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

大阪府吹田市広芝町九番一二号

ビジプロコンサルティング有限会社

代表清算人　吉川　昌子

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

兵庫県多可郡多可町中区曽我井七八五番地

竹内石油株式会社

代表清算人　竹内　國男

解散公告

当社は、平成二十八年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

和歌山県田辺市新庄町二番地の四六

株式会社松本商店

代表清算人　松本英一郎

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

岡山市東区可知二丁目四番一二―二号

三賀陶飾株式会社

代表清算人　三賀　光彦

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

広島市中区袋町八番一一号

有限会社中央公衆市場

清算人　森田　哲禎

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

福岡県福岡市博多区大井二丁目七番一二号

特定非営利活動法人親子のきずなれた―

清算人　西園富美子

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

福岡県豊前市大字恒富六五番地

有限会社キヨタメディカルサービス

清算人　清田　和代

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

長崎県長崎市花丘町七番二四―二〇二号

特定非営利活動法人アジアグリーンエネルギー研究センター

清算人　松尾　博文

解散公告

当法人は、平成二十八年三月十日開催の臨時総会の決議により同年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

長崎県佐世保市園田町三番一号

株式会社玄海測量コンサルタント

代表清算人　小田四方平

解散公告

当法人は、平成二十八年七月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙三六四九番地

特定非営利活動法人友愛福祉会

代表清算人　樺島　久美

解散公告（第一回）

当組合は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日に千葉県知事の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

千葉県市川市八幡三丁目三番二号

本八幡A地区市街地再開発組合

代表清算人　大場　俊昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年六月二十八日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

東京都渋谷区渋谷一丁目一九番三号

コーポしなの管理組合法人

清算人　吉澤浩一郎

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十八年七月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

東京都中央区東日本橋三丁目六番一八号

NFビル

東京織物厚生年金基金

代表清算人　奥田　彰

解散公告（第二回）

当基金は平成二十八年七月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月八日

富山県富山市総曲輪二丁目一番三号

富山県中小企業団地厚生年金基金

代表清算人　梶川　豊司